

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る行政相談
2. 日時：令和4年1月27日（木）17時40分～18時10分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、上野管理官補佐、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

バックエンド技術部 技術主席 他4名

保安管理部 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室

マネージャー 他1名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その8）（令和3年3月5日付け認可）に関して、現在実施中の減容処理棟の耐震改修工事について、資料に基づき、以下の説明があった。

- ・既認可の申請書の添付図の注記に「既存部材の据付状態等により、本図の通りに施工できない場合、据付状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。」とあることから、現在予定している据付状態の変更について、申請書の変更の手続きは行わないこととしたい。

○原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

- ・据付状態の変更に際して、既認可の技術基準への適合性並びに使用前事業者検査の項目及び方法に変更が生じるか否か示すこと。
- ・申請書の変更の要否については、原子力規制庁において確認のうえ回答すること。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配付資料

資料 設工認（その8）耐震補強工事に係る注記適用について